

県民協働行動指針

～みんなが主役で創る「新しい公共」に向けて～

平成 23 年 3 月
秋 田 県

はじめに

人口減少や少子高齢化が急速に進行する本県においては、地域の活力やコミュニティ機能が低下傾向にある中で、社会経済の急激な変化や個人の価値観の多様化などを背景に、行政サービスに対する住民ニーズが複雑化してきています。

このため、行政、または住民だけでは解決できない課題も多くなってきており、県民をはじめNPO、地縁組織、企業、大学など多様な主体が、協働しながら豊かな地域社会を創っていくことが重要です。

こうした認識は、広く県民の皆様にも共有されてきており、近年では、企業や大学の地域貢献活動が活発化してきているほか、NPOや住民が自らの手で地域課題の解決を図ろうとする取組も数多く見られるようになってきました。

このような動きを促進するため、県では、平成22年3月に策定した「ふるさと秋田元気創造プラン」において、「協働社会構築戦略」を掲げ、多様な主体が相互の特色を活かしながら、共に課題解決に取り組む「協働」を推進しているところです。

また、国においては、「新しい公共」の考えの下、地域の住民が、教育や子育て、まちづくりなどに共助の精神で参加する活動を応援するとともに、「新しい公共」の拡大と定着を図るため、その担い手となるNPO等の自立的活動を後押しする事業を展開しています。

この「県民協働行動指針」は、国やこれまでの本県の協働推進の取組を踏まえ、多様な主体それぞれが地域づくりの担い手であることを再認識し、その活動に主体的に関わっていくための各々の役割と、多様な主体による更なる協働の推進に向けて基本的な考え方を示したものです。

策定に当たっては、地域づくり活動を実践している方々から原案作成に協力をいただいたほか、タウンミーティングを開催し、NPO関係者をはじめとする県民の皆様からも多くの貴重な意見を頂戴し、まさに県民協働でつくり上げたものです。

今後とも県民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、ふるさと秋田の元気を創造してまいります。

平成23年3月

秋田県知事 佐竹 敬久

目 次

1	本県における協働の取組	1
(1)	これまでの公共の担い手	1
(2)	協働の必要性	1
(3)	協働の意味	2
(4)	協働の効果	3
(5)	本県における協働の取組	4
2	「新しい公共」の時代へ	5
(1)	「新しい公共」に向けて	5
(2)	本指針における「新しい公共」	5
3	行動指針策定の目的	7
4	新しい公共の担い手と役割	8
(1)	県民	8
(2)	地域活動団体	8
(3)	企業（株式会社などの営利法人、個人企業）	9
(4)	大学等の高等教育機関	9
(5)	行政	10
5	「新しい公共」に向けた協働の基本原則	12
(1)	相互の理解	12
(2)	対等な関係	12
(3)	情報の公開	13
(4)	参加機会の平等	13
(5)	協働の検証	13
6	協働の形態	14
(1)	委託	14
(2)	事業計画・実施過程への参画	14
(3)	事業協力	15
(4)	共催	15

(5) 後援	15
(6) 実行委員会	16

7 新しい公共を協働で推進するために 17

(1) 県民のコミュニティ活動やNPO活動への参加促進	17
(2) 協働を支える基盤整備	18
(3) 行政と多様な主体との協働の推進	18

8 協働の事例 20

参考 「協働の推進に関する相談窓口一覧」	27
「高等教育機関等一覧」	30

1 本県における協働の取組

(1) これまでの公共の担い手

本来「公共」とは「官」が担うものだけをさすのではなく、県民や自治会などの地縁組織、企業、大学をはじめとする高等教育機関、民間非営利団体（以下「NPO等」と言います。）、行政など多様な主体がそれぞれの役割を果たし、協働して社会を担うことを意味します。

我が国には古来、結や講、寄合いといわれるような「支え合いと住民一人ひとりが主役の社会」をつくるための知恵がありました。

しかし、近代国家の形成過程で、「官」＝「公共」という固定観念を生み、行政に地域づくりの決定権や財源などの資源が集中してきました。

そして、「官」＝「公共」、「民」＝「個人生活や企業を中心とした経済」という役割分担は、戦後の高度成長時代を通じて、効率的に機能するものとして評価されてきました。

(2) 協働の必要性

これまでの官民の役割分担は、次のような理由で変化してきており、それに対応するためにはそれぞれが単独で取り組むより、協働して推進することが求められています。

① 行政の役割の変化

少子高齢化の進行や人口減少、財政逼迫の顕在化、人々の価値観の変化などに伴い、公共サービスに対する住民ニーズが多様化する中、従来のように行政がすべてのニーズに対応していくことは困難になってきています。

行政には、地域経営の核として、広く住民、NPO、企業等の多様な主体と連携・協力しながら施策を推進することが求められています。

② ボランティア・NPO等活動の活性化

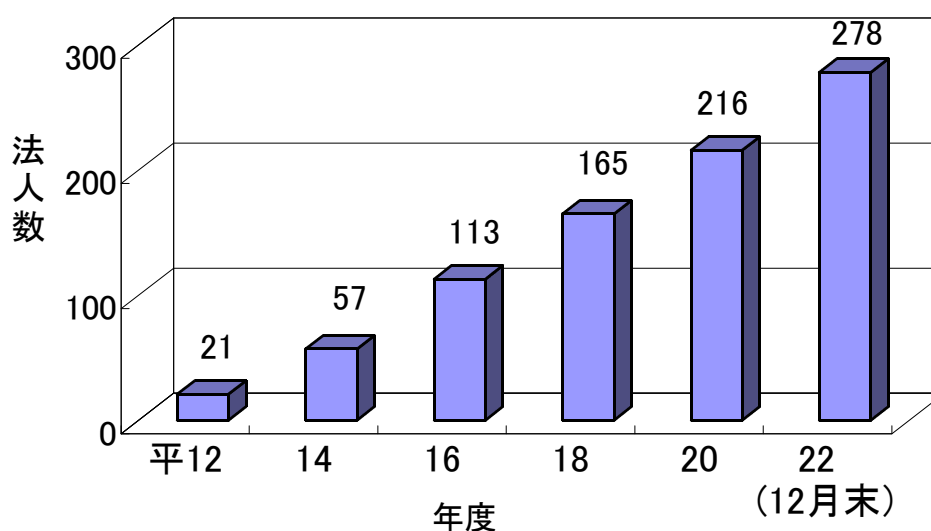
社会の成熟化とともに、住民の身近な暮らしに関わる分野で、「地域のことは自分たちで担いたい」というボランティアやNPO等の活動が活性化しています。

本県においては、認証されたNPO法人が270団体を超え、各地域

で地域自治組織等とともに、行政と協働で地域経営や課題解決に当たるなど、それぞれが、様々な地域づくりに積極的に貢献しています。

このようにNPO等は、住民自らが新しい公共サービスを創り出すことで多様な住民ニーズに対応する、新しい「公共サービスの提供主体」として期待されています。

秋田県認証NPO法人数



(3) 協働の意味

協働の意味については、識者や行政、NPO等それぞれの立場によって、その表現も様々ですが、本指針においては、次のとおりとします。

多様な主体が、共通・共有する目的を実現するため、それぞれの特性を活かしつつ、対等な関係の下で協力し、相乗効果をあげながら取り組むこと。

協働は、単に行政からNPO等に業務を委託するといったようなことではなく、双方の主体性、専門性を生かしながら協働することにより、双方にメリットが発揮される（Win Winの関係）とともに、単独で実施するよりも効果があがる（ $1 + 1 \geq 2$ ）とされています。

(4) 協働の効果

① 満足度の高い公共サービスの提供

県民にとっては、NPO等と行政が協働することで、公共サービスの提供主体が多様化するとともに、NPO等の特性を活かした柔軟な公共サービスを受けることができるようになり、結果として、満足度の高い公共サービスが受けられるようになります。

② 行政に対する県民参加の促進

県民が自発的、主体的にNPO等の活動に参加することを通じて行政と協働し、地域課題の解決に取り組むことで、行政に対する県民参画の促進につながります。

③ NPO等の活動の活性化と「新しい公共」の一員としての認知

NPO等にとっては、協働事業を通じて組織や財政基盤の強化、事業遂行能力の向上、活動の活性化につながり、社会的理解や評価が高まります。

また、政策形成過程への参画機会が拡大するなど、「新しい公共」の一員として社会的に認知されるようになります。

④ 企業や大学等高等教育機関の地域への一層の定着促進

企業にとっては、自分たちの専門知識や企業の特性を活かすことで、社会的認知度やその評価が高まり、信用度の向上や人材育成につながります。

大学等の高等教育機関にとっては、学際的研究に基づく成果を活かした社会貢献をすることで、社会資本としての認知度が高まり、人材の育成にもつながります。

こうした活動を通じて、企業や大学等は地域への一層の定着が図られるとともに、地域が振興することで経済的効果も期待できます。

⑤ 行政改革や職員の意識改革

行政にとっては、行政と異なる能力・特性や行動原理を持つNPO等との協働を進めることで、事業の必要性や役割の見直しにつながるとともに、職員の意識改革を促し、一人ひとりが新たな価値（独自の施策や

サービス等）を創造していくことにつながります。

(5) 本県における協働の取組

県ではNPO等との協働を進めるため、次のような取組を行ってきました。

① 「協働による地域づくり活動に関する宣言書」の策定（平成18年度）

地域づくり団体と県が協働で地域づくり活動を進める際の基本理念を定め、合意した団体と知事が署名を交わしました。これまで151の団体と宣言書を取り交わしています。

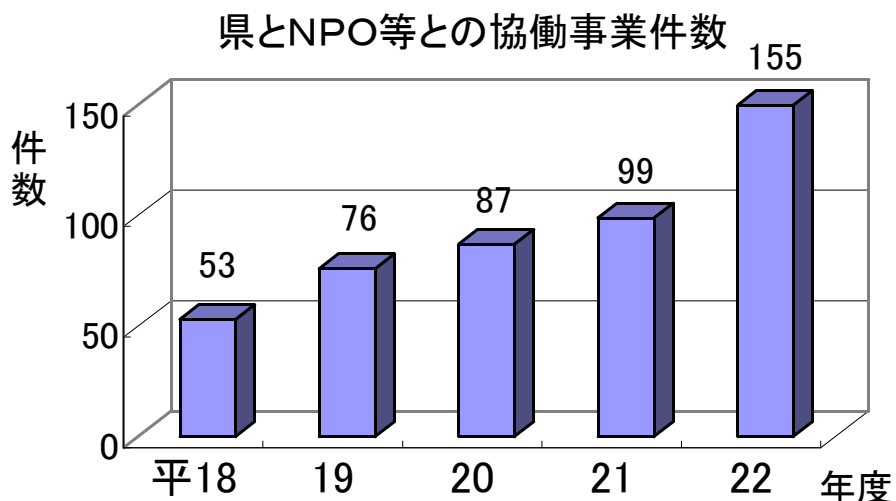
なお、この宣言書の策定に当たっては、市民活動を行うNPO・地縁組織団体等による検討会議が組織され、県も地域づくりに関わる一団体として参加しました。

② 「秋田県協働推進ガイド」の策定（平成19年度）

県が多様な主体との協働を更に推進するためには、県としての統一的な協働推進のルールや仕組みが必要との考えから策定したもので、県職員向けの協働推進マニュアルとして活用されています。

③ 「ふるさと秋田元気創造プラン」の策定（平成21年度）

平成22年度以降の県政運営の指針となる「ふるさと秋田元気創造プラン」の5つの戦略のひとつとして「協働社会構築戦略」を位置付け、多様な主体が協働して、新しい公共を担っていく社会を目指していくこととしました。



2 「新しい公共」の時代へ

(1) 「新しい公共」に向けて

1 (2)で述べたように、行政の役割の変化やボランティア・NPO等活動の活性化の動きと相まって、これまで行政（官）が主に担ってきた分野を、県民、企業、NPO、行政等の多様な主体がそれぞれの立場で公共的サービスの提供者となり、ともに支え合う仕組みや体制を構築しようという考え方が広まってきています。

これからは、こうした多様な主体が「新しい公共」の担い手となり、互いに協働しながら、個人の力、地域の力、個性を活かせる豊かな社会を創っていくことが重要です。

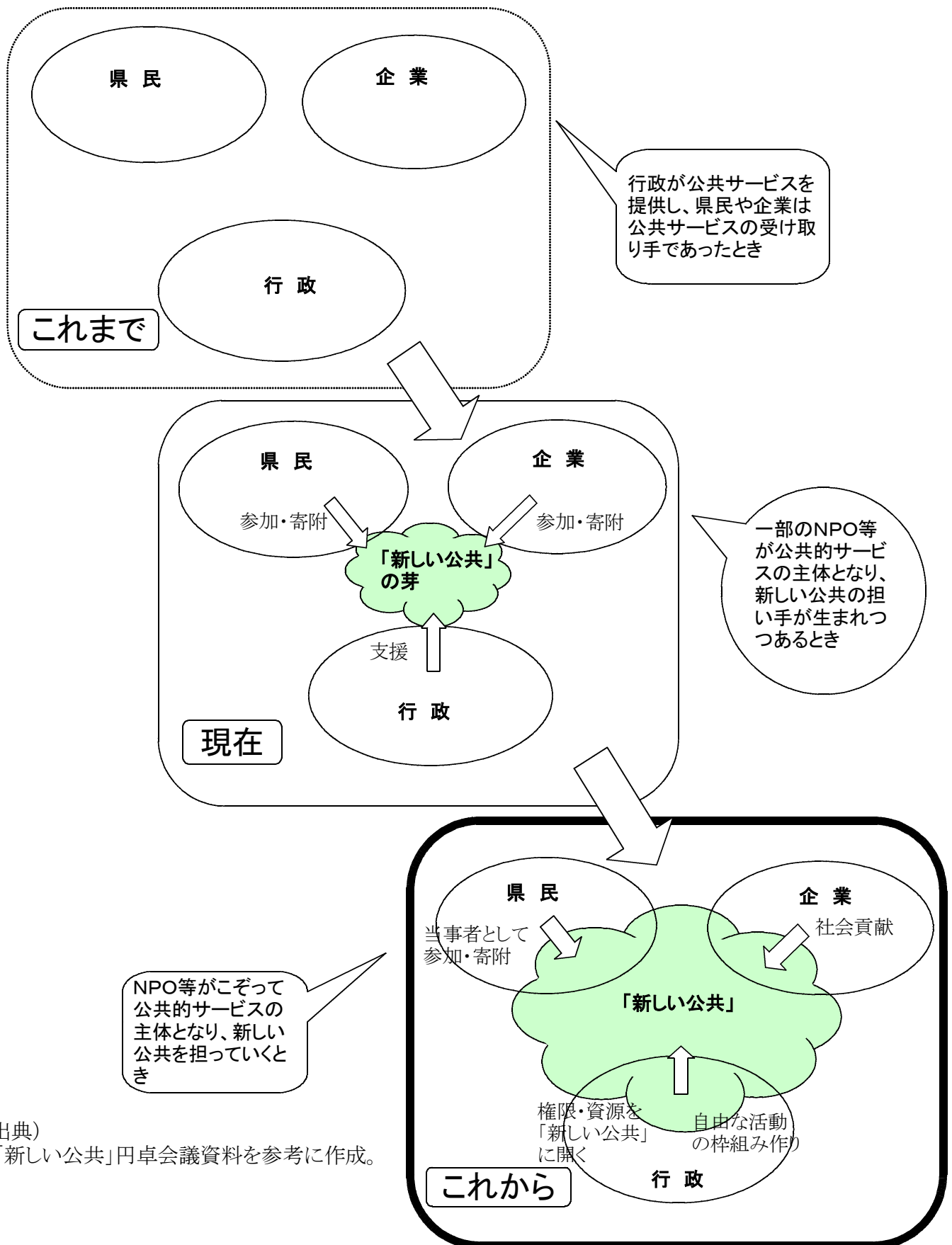
(2) 本指針における「新しい公共」

これまでの取組により、県とNPO等との協働の事例が数多く見られるようになったほか、「8 協働の事例」に掲げたように、民間企業とNPO等との連携や県民、NPO、企業、行政の連携プロジェクトが実施されています。

今後は、各主体がそれぞれの立場で共に「公共」を担うことはもちろんのこと、行政とNPO等との協働や、民間団体同士の協働、更には3つ以上の団体による重層的な協働の取組が、豊かで暮らしやすい地域社会の実現につながると考え、多様な主体による様々な形態の協働を推進していきます。

このように、県民、NPO、企業、大学、行政などがこぞって共に公共的なサービスの提供主体となり、子育てやまちづくり、環境、福祉等の身近な分野を担っていくことを、本指針における「新しい公共」とします。

「新しい公共」の(イメージ図)



(出典)
「新しい公共」円卓会議資料を参考に作成。

3 行動指針策定の目的

将来に向けて希望が持てる秋田を実現するため、一義的には県民一人ひとりが、『地域を良くしたい、次の世代にしっかり残したい』という秋田への熱い想いを新たにし、自ら進んで行動に移すことが重要です。

また、各主体それぞれが地域の担い手であることを再認識し、地域づくり活動に主体的に関わっていくことができる環境づくりが必要です。

この県民協働行動指針は、「新しい公共」の考えの下、地域づくりを進めていく上での各主体の役割についての基本的な考え方と、多様な主体が協働する場合の一定のルールや、協働を推進するための取組等を示すことを目的に策定するものです。

4 新しい公共の担い手と役割

「新しい公共」の考えの下で行われる地域づくり活動は、行政や、地域住民の自発的かつ主体的な取組による公共サービスの提供などを通じて、より暮らしやすく住みやすい活力ある地域をつくる公益的な活動です。

地域づくりを進めていく上で、各主体はそれぞれ重要な役割を担っており、それぞれが自己の責任のもとに公共サービスを推進し、その活動が広く県民に理解されるよう努める必要があります。

(1) 県民

【県民の役割】

- ① 県民は、それぞれが暮らす地域社会に関心を持ち、自ら行えることを考え行動するとともに、地域づくりに関する理解を深め、地域づくり活動に進んで参加・参画するよう努めます。
- ② 参加・参画は、個々の県民の自発性に基づくものであり、強制されるものではありません。

(2) 地域活動団体

地域活動団体とは、次の団体をいいます。

- ◇ N P O等一定の目的や趣旨に賛同した有志がつくる団体
- ◇ 町内会・自治会に代表される一定の居住地をもとにした関係者がつくる団体（地縁的活動団体）
- ◇ 公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人

【地域活動団体の役割】

- ① 地域活動団体は、自らの目的に従い、地域づくりのため、県民に対してその活動への参加や支持・支援を呼びかけます。
- ② 組織として自律し、財政・経営面でも自立を目指すとともに、自ら情報を公開するなど、透明性のある運営を行います。

(3) 企業（株式会社などの営利法人、個人企業）

企業には、株式会社などの営利法人のほか、従業員を抱える個人企業も含まれます。

【企業の役割】

- ① 企業は、地域社会の一員として、地域づくり活動に関する理解を深め、自発的に地域づくり活動に参加・支援するよう努めます。
- ② 社員など雇用者の地域づくり活動への参加に配慮するとともに、そのための企業内体制の構築に努めます。
- ③ 事業に関する専門性を地域づくり活動に積極的に提供するよう努めます。（※プロボノ）

(4) 大学等の高等教育機関

ここでいう高等教育機関とは、大学（大学院）、短期大学、高等専門学校等を指します。

【高等教育機関の役割】

- ① 大学等の高等教育機関は、地域における社会資本として、地域貢献活動を自ら推進します。
- ② 教職員や学生等の地域貢献活動への参加を推奨します。
- ③ 学際的研究に基づく成果を地域貢献活動に積極的に提供するよう努めます。（※プロボノ）

(5) 行政

行政には、国、県、市町村のほか、一部事務組合や広域連合などの地方公共団体の組合も含まれます。

【行政の役割】

- ① 行政は、県民、地域活動団体、企業、大学等の高等教育機関が行う地域づくり活動に対して、その特性を尊重し、これらの担い手と協働して公共サービスの提供に当たります。
- ② 公共サービスや地域活動に係る情報を積極的に県民に提供するなど地域づくり活動が活発に行われる環境の整備を図ります。
- ③ 行政は、「協働」について組織内の理解を深めるとともに、組織内の横断的な連携を推進します。
- ④ 行政は、県民や企業から、「公共」の核となる部分を負託されているという自覚を新たにし、新しい時代、新しい社会にふさわしい役割を果たすために、そのあり方を常に見直していきます。

※ 県の役割

県内における「新しい公共」推進の主体として、国、市町村と連携をとりながら、協働社会構築の計画的な推進に努めるとともに、県民、NPO、企業などが行う協働の取組を支援していきます。

また、先導的、全県的に行う必要がある協働を推進するための人材育成、情報提供などの基盤整備を推進します。

※ 市町村の役割

地方分権の進展により、市町村は、今までよりも広い分野において、自分たちの意思と責任による地域づくりが可能になってきています。

住民に最も身近な基礎自治体として、住みよい地域づくりに向け住民の意識と関心を高めるとともに、多様な主体と協働して、福祉や環境、防災、災害時の救援活動などの地域課題の解決に取り組むことが期待されます。

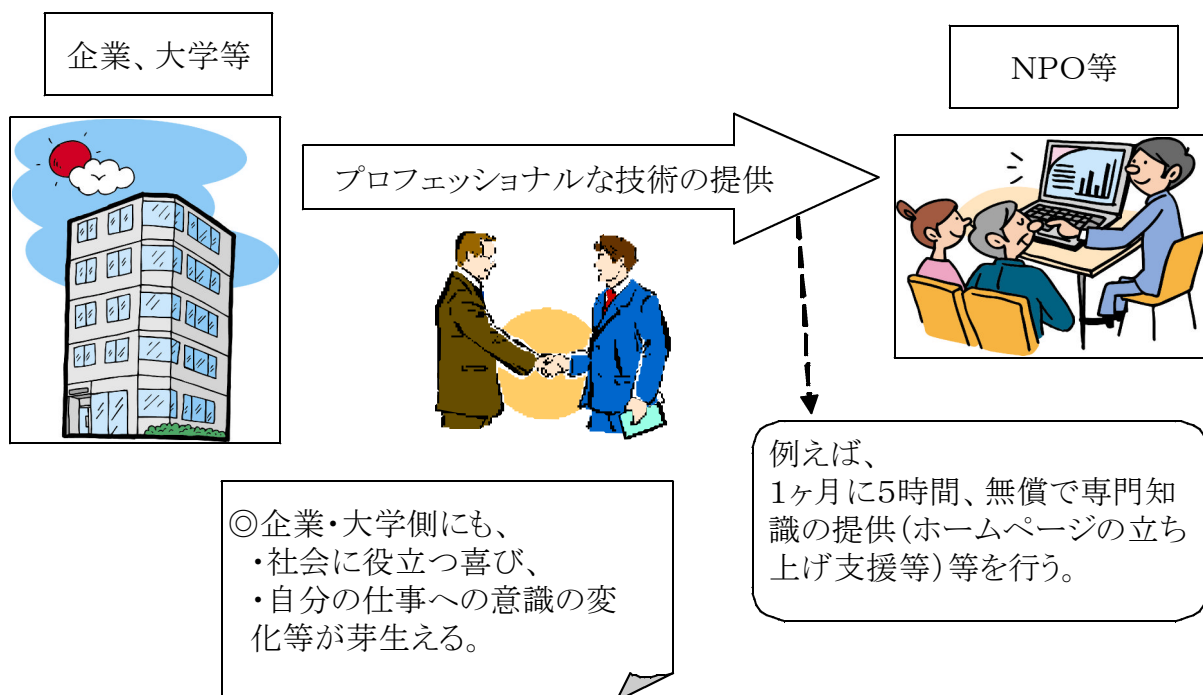
■ プロボノの勧め

プロボノとは、社会人が自らの専門知識や技能を生かして参加する社会貢献活動のことで、ラテン語の「Pro bono publico (公益のために)」からきています。もともとは、弁護士など法律に携わる職業の人々が無報酬で行う、ボランティアの公益事業あるいは公益の法律家活動を指していましたが、現在では、法律分野に限らず各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験を活かして社会貢献するボランティア活動全般をいうようになってきました。

プロボノはボランティア活動の一形態として、社会人が仕事を続けながら、またその仕事を通して培ったスキルやノウハウを提供することから、参加のハードルが低く、継続しやすいというメリットがあります。また、支援する側もプロボノ活動を通して幅広い社会参加の機会を得られ、同時に自身のスキルアップも図れるという点から、世界中で社員にプロボノ参加を促す企業が増えています。

【プロボノの例】

- ◆ 企業のIT専門家が、NPO等のホームページの立ち上げを支援する。



5 「新しい公共」に向けた協働の基本原則

県民、NPO等の地域活動団体、企業、大学、行政等がこぞって共に公共を担う「新しい公共」を推進していくに当たっては、多様な主体による様々な協働という手段・手法によることが望ましいと考えますが、異なる主体が、共通の「事業目的の達成」や「政策実現」を目指すためには、互いの自立性を尊重しながら切磋琢磨し、議論を尽くしていく姿勢が重要です。

具体的には、次の4原則を基本的なルールとして協働を進めていく必要があります。

(1) 相互の理解

行政と民間、民間同士でも内部の意思決定や会計処理などの仕組みが大きく異なる場合があります。各主体の実態・実情を協働のプロセスに応じて説明するなど、相互に理解しようとする姿勢と努力が必要です。

■ 「円卓会議」の勧め

「円卓会議」は、丸テーブルを囲んで様々な立場にある人たちがその垣根を越え、席の序列も定めず平等に話し合う会議のことを言います。

初めから、「話にならない」「話しても理解してもらえない」と思い込まず、一度円卓会議をやってとにかく話してみましょう。

円卓会議を行うことで、対話が始まり、すぐに成果は出なくても、信頼関係・人間関係を築くことができます。

(2) 対等な関係

協働は、課題解決に向け協働相手と適切に役割分担をしながら共に取り組むことから、対等・協力が基本であり、他の主体を下請けと見なすような上下関係ではないことに留意しなければなりません。

(3) 情報の公開

協働による取組を増やし、効果的・効率的に進めるためには、協働事業に関する情報を可能な限り分かりやすく詳細に提供するとともに、協働相手が情報を容易に入手できるような対策を講じることが必要です。

(4) 参加機会の平等

協働相手の選定に当たっては、相手方の信頼性を確保する観点から、参加機会の平等を前提にしたルールの下で選定を行うとともに、選定理由や協働に至った経緯、協働の期間等について説明責任を果たすなど、公平性・透明性の確保に留意しなければなりません。

(5) 協働の検証

協働の実施後は、今後の適切な協働関係の構築や改善、事業の成果をより高めるための検証と評価が重要です。

それぞれの担い手で構成する協議の場を設け、取組の検証を行うなど、協働事業の質を向上できるよう努めます。

6 協働の形態

協働の形態（方法）は、委託、補助、共催、後援、実行委員会など様々です。

事業の目的、協働相手などにより、最も適切な形態を選択することが必要です。

(1) 委託

本来はある主体が行うべき事業を、その主体にはない優れた特性を持つ第三者に契約により委ねる形態です。一般的に、事業についての最終的な責任と成果は委託者に帰属します。行政によく見られる形態です。

■ 効果

第三者の特性や能力を活かすことで、より効果的・効率的で事業目的に合ったサービスを提供できます。

(2) 事業計画・実施過程への参画

行政の事業実施、計画策定、条例制定等や、企業が行う開発等に際して、NPO等の意見や提案を受け、それぞれの事業にNPO等の特性や能力などを活かす形態です。

企画への参画については、どの段階からということにこだわらず、事業実施前や協働の相手が決定してからでも、相手の特徴や能力を反映させるなど、柔軟に対応します。

■ 効果

☆行政が設置する審議会等の委員としてNPO等が参加したり、NPO等から事業提案を受け入れることなどにより、行政の政策形成過程へ県民の参画を促進することができます。

☆地域の実情を反映した提案や先駆的な意見を活かすことにより、新たな課題の発見につながり、サービスの質を向上させることができます。

また、事業をスムーズに進めることができます。

(3) 事業協力

各主体間で、目的やそれぞれの役割分担等を取り決めた協定書を取り交わすことで、一定期間、継続的な関係の下で事業を協力して行う形態です。

例として、講師の手配や進行役を担当するなどの協力があります。

■ 効果

☆お互いの特性を活かし、対等な関係でより効果の高い事業を行うことができます。

☆NPO等の専門性やネットワークを活かすことで、住民の関心を高めることができ、イベント等では幅広い住民の参加が期待できます。

(4) 共催

他の主体が行う事業で、その事業目的や内容が、自分の団体と合致する場合、事業費を負担したり、必要な人員を派遣する等の方法により、共同で開催する形態です。

■ 効果

☆単独で実施するよりも少ない負担額で事業を行うことができます。

☆他の主体に属する人が持つノウハウやネットワークを活用することができます。

(5) 後援

他の主体が行う事業で、その事業目的や内容が、自分の団体と合致する場合、自分の団体名義を使用することを承認して、その事業に賛意を表すことで支援する形態です。

主に行政や報道機関、大きな企業の名義が使用されます。

■ 効果

行政等が後援することにより、事業の社会的信用性が増し、より事業の成果があがることが期待されます。

(6) 実行委員会

実行委員会は、一定の目的のため、各主体が共に構成メンバーとなって、新たな組織を立ち上げ、そこが主催者となって事業を行う形態です。

事業の実施責任や成果は構成する各主体に帰属します。

■ 効果

☆事業の企画段階から実施まで、対等な関係で各主体が協力し話し合いながら行うことで、適切な協力関係を築くことができます。

☆それぞれの団体が持っているノウハウ、ネットワーク、人材などを活かすことで、様々なニーズに即した事業や大規模なイベントの実施が可能となり、幅広い参加が期待できます。

7 新しい公共を協働で推進するために

県民、NPO等の地域活動団体、企業、大学、行政等がこぞって共に公共を担う「新しい公共」を推進していくため、県では次の3つを柱に県と多様な主体との協働に積極的に取り組むとともに、各主体が協働するための基盤整備を図り、協働社会の構築を目指します。

また、県職員は、率先して社会活動へ参加し、実践を通じて理解を深め、協働の重要なパートナーとしての認識を新たにし、様々な取組を牽引していくよう努めます。

(1) 県民のコミュニティ活動やNPO活動への参加促進

地域の主体である県民一人ひとりの、コミュニティ活動やボランティア・NPO活動への理解と自発的参加の促進を図るとともに、地域づくり活動への取組を支援します。

ア あきた協働ウィークの開催

協働のきっかけづくりとなるよう「あきた協働ウィーク」を設け、啓発イベントなど関連事業を集中的に開催します。

イ 未来を担う子どもたちの地域活動への参加促進

小学生の親子等が、長期の休みや土日を利用して参加できるNPO活動等を記載したスケジュール表を作成・配布するとともに、NPOによる県内の小・中学校、高校への出前講座を行います。

ウ 自立的な活動を育てるアダプトプログラム等の普及・促進

地域住民や地域企業が、公共の場所や施設を自分たちの手できれいにしたり、保存したりする自立的な活動（アダプトプログラム）を支援します。

エ 講演会・学習会、イベント等開催の支援

地域が取り組む自主・自立した地域づくり活動や、地域が元気になる活動に対して支援します。

(2) 協働を支える基盤整備

NPOや企業などの取組を促進するため、資金援助、活動拠点等基盤整備を行います。

ア 活動情報の交換や発信の場の構築

市民活動団体の情報発信力向上のための指導・助言を行います。

また、団体相互の活動情報の交換・発信の場である「市民活動情報ネット」の充実を図ります。

イ あきたスギッチファンドへの支援

県民、企業などの寄附を主な原資として市民活動団体への助成を行う「あきたスギッチファンド」の運営を支援します。

ウ 多くの人が集える活動拠点づくりの促進

地域の人々の交流を核とし、地域課題を解決するための活動拠点（コミュニティサロン・カフェ等）づくりを支援します。

エ コミュニティビジネスへの支援

地域再生に向けた活動や、地域の活気・賑わいの創出を図るコミュニティビジネスを展開しようとする取組を支援します。

オ 県北・県南・中央のNPOサポートセンターの機能強化

地域におけるボランティア・市民活動を促進するため、相談コーディネートの実施や情報の収集・提供を行うほか、専門性の高い外部相談員との連携を図るなど、各センターの機能を強化します。

カ 秋田の魅力データベースの構築

地域資源を活用した地域づくりの推進のため、人、モノ、芸術、文化等をデータベースとして収集・整理し、活用できる環境を整えます。

(3) 行政と多様な主体との協働の推進

- ① 行政は多様な主体をパートナーとして、様々な課題解決に向けて相互の役割分担の明確化を図りながら、協働で取り組みます。

ア 県と企業との包括協定の推進

県と民間企業の包括的な協定による取組を地域の活性化に活かすため、県産品の販売促進や、N P O等多様な主体の参加による協定の実践の仕組みを構築します。

イ 協働事業提案制度による事業実施への助成

民間から県と協働する事業プランの提案を募集・実施し、民間の多様な主体と県の協働事業の推進を図ります。

ウ 県外の人たちとの協働ネットワークの構築

県内における協働のみならず、首都圏等で秋田へ想いを寄せて活動している方々や団体と、県内で活躍している団体等との協働のネットワークを構築します。

② 協働を推進する人材の育成・配置に努めます。

ア 協働推進専門員の育成

県北・県南・中央のN P Oサポートセンターの職員を、各主体間のマッチングを行う協働推進専門員として育成し、多様な主体による協働の促進を図ります。

イ リーダー人材等の育成

多様な主体の活動が継続して進められるよう、N P O活動や地域づくりを牽引するリーダー人材等を育成します。

ウ 行政職員の理解を促進するための研修の実施

県・市町村と他の主体との協働の推進に向けた研修を行い、職員の協働に対する意識を醸成します。

8 協働の事例

それぞれの担い手が協働する事例には、例えば、次のようなものが挙げられます。

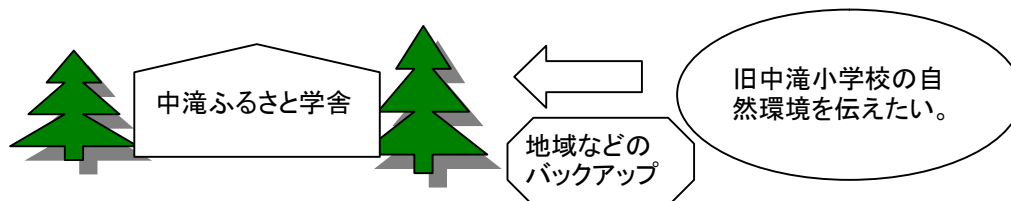
(1) かつのde “ふるさとライフ” ビジネス創出事業（鹿角市）

事務局：NPO法人かつのふるさと学舎

○小学校の廃校を利用した「中滝ふるさと学舎」を拠点とし、自然体験活動などを通じた都市と地域との交流や、地域食材を利用した食の提供などの取組を進めている。

協働の担い手	役割
地域住民	施設環境（森、畑など）整備協力
NPO法人かつのふるさと学舎	施設運営管理、体験メニューの提供
鹿角市	公有財産管理、広報などの協力

声：「癒しの森」、「癒しの川」、「癒しの滝」、「懐かしい木造校舎」を活用した体験型の活動ができている。



(2) ゼロダテ／大館展（大館市）

事務局：ゼロダテ／大館展 実行委員会

○商店街で閉じたシャッターを開けて美術作品の展示やライブ、郊外でのキャンプやコンサートなど、アートの視点からふるさと大館を盛りあげようとしている。

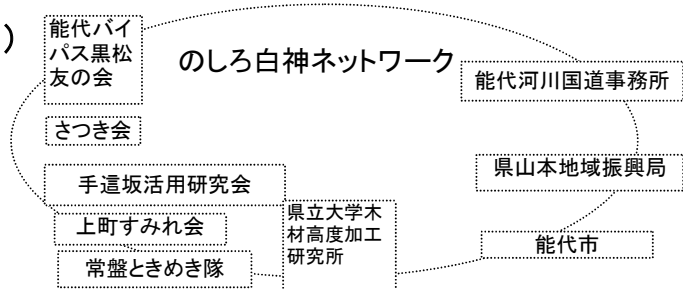
協働の担い手	役割
県内外アーティスト	作品出展・運営協力
首都圏在住の地元出身者	協賛・運営協力
地元企業・団体	協賛・協力
商店街の店主	店舗に作品展示・運営協力
地元の高校生	清掃活動
地元の若者	ライブ・出展・運営協力
地元などのボランティア	実行委員会スタッフ・協力
大館市	サポートスタッフ、広報、関係機関連絡調整

声：商店街が活気づいた。ふるさとの良さを再発見した。大館にとどまらず、秋田県全体や首都圏とのネットワークも広がってきた。

ゼロダテ：大館＝ODATEを「0（ゼロ）－DATE（日付）」と読み替えたもので、アートを通じてまちに新たな活力を創造する思いが込められている。



(3) のしろ白神ネットワーク（能代市）



事務局：のしろ白神ネットワーク

○能代周辺沿道を「歴史と文化の薫る風景街道」に育てていくことを目的に民学官が協働で木材を活用したまちづくり・道づくり活動を行っている。

協働の担い手	役割
秋田県立大学木材高度加工研究所	事務局、木材利用研究の成果を地域活性化へ
市民団体（さつき会、手這坂活用研究会、上町すみれ会、NPO法人常盤ときめき隊、能代バイパス黒松友の会）	里山暮らし伝承、茅葺き屋根集落の保全と活用、市街地でのにぎわい創出、農林産物の活用、黒松の並木づくり
能代市、県山本地域振興局	広報、関係機関との連絡調整
能代河川国道事務所	日本風景街道事業のモデルルート「のしろ白神の道」の環境整備

声：お互いの取組を知るのが大事。無理に足並みをそろえる必要はない。できることや得意分野で結びつくゆるやかなつながりができた。

(4) 秋田地区かわまちづくり（秋田市）



事務局：秋田地区かわまちづくり懇談会

○「かわ」と「まち」のもつ潜在的な個性（豊かな自然、歴史、文化、食、体験など）を活かしつつ、有機的につなげて、自らが楽しい地域創りに取り組んでいる。

協働の担い手	役割
町内会、地域住民	企画立案、プロジェクト進行（例：ベンチづくり、ウッドデッキ提案）、イベントへの参加
商工会議所、青年会議所	商業、観光の面からの協力
秋田魁新報社	広報、宣伝
NPO法人あきたパドラーズ	クリーンアップ、カヌーによるイベント
NPO法人あきたNPOコアセンター	企画立案ワークショップの進行、全体調整
NPO法人トップスポーツコンソーシアム秋田、いぬ・ねこネットワーク秋田	それぞれの活動を通じての賑わいづくりへの貢献（例：スポーツイベント、犬猫の里親探し）
秋田市、県秋田地域振興局 国土交通省秋田河川国道事務所	行政としての資金、広報、調整、ボランティア参加

声：民産官学の連携は、それぞれの垣根を少し越えて、相手の領域まで入っていく活動や心理状態にならないと、本当の連携は出来ず、「垣根を越えていきたい」と思っている。

(5) 海岸林の植樹活動（秋田市）

事務局：マックスバリュ東北㈱

○秋田市下浜海岸において、企業同士の協働による植樹活動を行ったほか、クリーンアップ活動や育樹活動を行っている。

協働の担い手	役割
マックスバリュ東北㈱	苗木の提供、会場運営、ボランティアのバス輸送、ポスター、ちらし等の製作
東日本旅客鉄道㈱	実施箇所での苗を植える準備作業、幼木を守る防風柵の施工
地域住民など	植樹活動

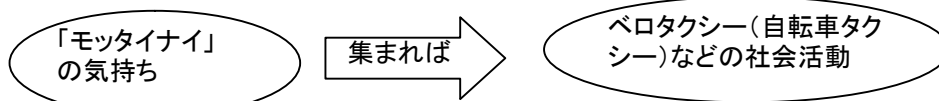
声：5年間で延べ5千人が参加し、5万本以上の植樹ができた。



マックスバリュの植樹活動 * JRの鉄道林の被害対策
* 地域住民などの植樹

(6) わらしべ貯金箱（秋田市）

事務局：S i N G

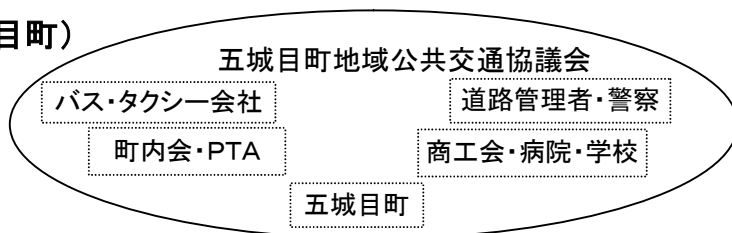


○「モッタイナイ」を実践しながら、気軽に始められる社会活動。家庭で不要となったもので、他の人に使ってもらいたいものを寄附してもらい、それを参加者各自が値付けして貯金し、社会活動の資金として活用している。

協働の担い手	役割
ボランティア	会場準備、運営サポート
企業	寄附品の受付、イベントスペース及び倉庫の提供、告知協力
わらしべ貯金箱実行委員会	運営、連絡調整
行政	告知協力

声：県民、企業、行政がそれぞれの得意分野で関わり合いながら活動している。
一人ひとりの小さな社会活動を積み上げることが、大きな社会活動につながっていくことを実感した。

(7) 五城目乗合タクシー（五城目町）



事務局：五城目町地域公共交通協議会

○多様な主体が協議会メンバーとなって五城目地域の交通手段の確保を図っている。

協働の担い手	役割
バス、タクシーなどの会社	地域交通手段提供者
道路管理者、警察	道路管理や交通安全の立場からの協力
町内会、PTA	地域住民としての意見だし
商工会、病院、学校など	各団体の実情、要望意見だし
五城目町	総合調整

声：さまざまな団体が地域の交通手段の確保の観点から一同に会して、よりよい方策を模索しながら、乗合タクシーを進めている。

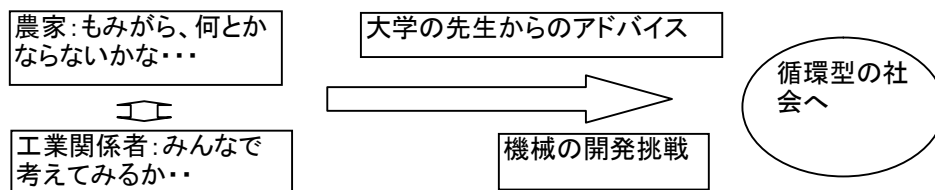
(8) もみがらプロジェクト（にかほ市）

事務局：NPO法人モミガラパワー（MP）

○籾殻の安定的な利用法を図ることにより、地域の活性化と循環型社会の構築を目指している。

協働の担い手	役割
にかほ市工業振興会・にかほ市商工会	インキュベーター（起業支援）・補助金・設備開発等
農家、農協	籾殻提供・利用法開発
県立大学	籾殻利用のための学術的な支援
にかほ市	補助金、普及活動支援など
NPO法人モミガラパワー（MP）	利用法検討・普及活動・関係機関連携推進・事業化支援

声：邪魔だと思っていた籾殻が有効に利用できる、という認識が広がってきた。



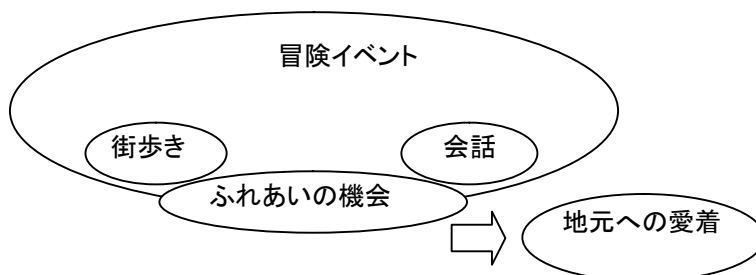
(9) 大仙クエスト（大仙市）

事務局：大仙若者会議

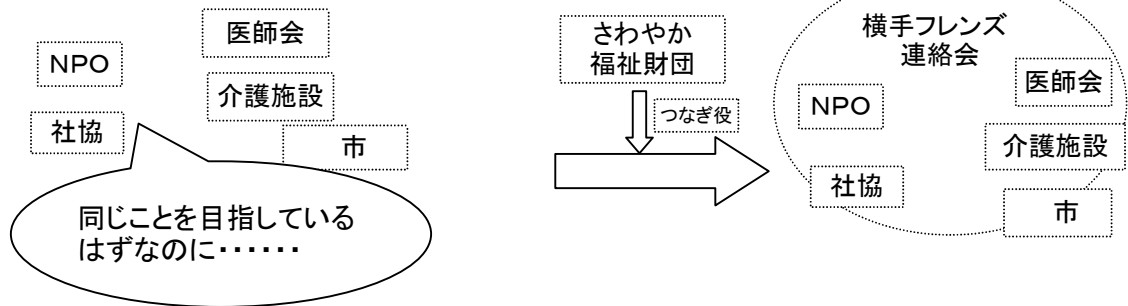
○ロールプレイングゲーム(RPG)をヒントに街歩きと会話を取り入れた冒険イベントで、小中学生が主人公となりJR大曲駅前の花火通り商店街をめぐり、人とのふれあいの機会を設けて、地元への愛着を持ってもらうきっかけづくりをしている。

協働の担い手	役割
大仙若者会議	企画・運営など
商店街、商工会議所	店舗での出し物協力、昼食の提供など
大仙市、大仙市教育委員会	広報など事業協力
NPO法人秋田県南NPOセンター	若者会議を実施、きっかけづくり、運営補助

声：「まち」に住む人々との会話から、参加した小中学生はこれまで気づかなかった「まち」の歴史に興味を持ち、人々の「まち」に込める思いを感じ取ることができたほか、世代や地域を超えた交流を実現した。



(10) 横手フレンズ連絡会（横手市）



事務局：横手フレンズ連絡会

○誰もが住みなれた地域で最後まで安心して暮らしていくために、地域住民と医療、介護、福祉などに関わる人たちが、考えや情報を共有するためのネットワークづくりを目指した。賛同する団体や個人、地域住民と共に公益財団の協力を受け、支え合いネットワークを考えるフォーラムを3年間実施しきっかけづくりをしている。

協働の担い手	役割
NPO法人秋田県南NPOセンター	医療、介護、福祉などのサービスを提供しているそれぞれの団体等がそれぞれの取り組みや課題、今後の方向性などを幅広く情報交換し、相互に連携していく。
NPO法人横手ひらか地域通貨ドーモ委員会	
NPO法人県南介護サポートかがやきネット	
NPO法人ハート・かまくら	
介護ボランティアの会	
社会福祉法人 ファミリーケアサービスすこやか横手	
横手市社会福祉協議会	
横手市地域包括支援センター	違った団体のいいところをつなぐ連携・調整
さわやか福祉財団	

声：地域で、どのような団体がどのような取り組みをしているかを知り、それぞれの団体が協働で多様な住民ニーズに対応していくという、ふれあい・ささえあいのネットワークの必要性が認識された。

(11) 「棚田オーナー募集ツアー」実践事業（横手市）

事務局：大森町グリーンツーリズム推進協議会

○都市に住んでいる方などに棚田のオーナーになってもらい、農業体験などを通して、都市農村交流や地域づくりを進めている。

協働の担い手	役割
地域農家	棚田の提供、農業体験の指導
県農山村振興課	県事業委託、広報などの協力
横手市	関係機関との連絡調整
大森町グリーンツーリズム推進協議会	事務局、総合調整

声：参加する人は貴重な農業体験を通じて癒しや経験、収穫の喜びをもらい、受け入れる側は、改めて農業や土地への理解と愛着を深める。その双方向の心の交流がもたらす「もの」を見守っていききたい。



年4回の体験ツアー
 春感ツアー（5月）：田植え
 夏感ツアー（8月）：ジャガイモ収穫
 秋感ツアー（9月）：稲刈り、リンゴ狩り
 味覚ツアー（11月）：りんごジュースづくり

(12) 岩崎の地域活動（湯沢市）

事務局：岩崎地区町内協議会

○長年、全住民が話し合える対話の土壌づくりを進め、住民自らが地域の課題解決に取り組んでいる。

協働の担い手	役割
岩崎地区町内協議会	住民会議、道路整備委員会、仏事祭壇事業部、岩崎盆踊り伝承委員会、初丑祭り実行委員会、藤と鹿島の里プラン会議、社会体育部という7部門による専門部会による取組
地区の公園愛護会	千年公園・天ヶ台森林公園の清掃活動など
老人クラブ連合会	老人クラブ活動による地域活動
能恵姫竜神太鼓講座	地域の伝統文化の伝承
NPO法人岩崎NPO	地域コミュニティ活動を支援
岩崎地区自治会議	ふるさとふれあいセンター指定管理、湯沢community協働体験塾（地区センターの指定管理者制度導入促進）

声：地域の問題を住民が対話によって解決してきた。これからも地元が地元を支えていきたい。

コミュニティ活動の3要素

みんなで対話
（巡回町内懇談会）

みんなで問題解決
（役員だけで進めない）

情報活動
（情報の共有）

参 考

参考：「協働の推進に関する相談窓口一覧」

分類	名称	郵便番号	住所	電話 FAX	Eメール
中間支援団体	NPO法人 秋田県北NPO支援センター	017-0842	大館市字馬喰町48-1	0186-49-8553 0186-49-8589	anged1@io.ocn.ne.jp
	NPO法人 あきたパートナーシップ	010-1403	秋田市上北手荒巻字堺切24-2	018-829-5801 018-829-5803	yutori@circus.ocn.ne.jp
	NPO法人 秋田県南NPOセンター	013-0046	横手市神明町1-9	0182-33-7002 0182-33-7038	ssc7002@luck.ocn.ne.jp
	※ NPO等に関する相談・支援活動を行っている団体は他にもありますが、ここには県が相談・支援業務を委託している3つの法人を記載しました。				
市町村	秋田市地域振興課	010-8560	秋田市山王1丁目1-1	018-866-2037 018-866-2129	ro-copr@city.akita.akita.jp
	秋田市民交流プラザ市民交流サロン	010-8506	秋田市東通仲町4-1 アルヴェ3F	018-887-5312 018-887-5659	cosmo-space@alve.jp
	能代市市民活力推進課	016-8501	能代市上町1-3	0185-89-2212 0185-89-1770	katsuryoku@city.noshiro.akita.jp
	能代市市民活動支援センター	016-0842	能代市追分町4-26 勤労青少年ホーム内	0185-52-0355 0185-52-0355	supportnavi@shirakami.or.jp
	横手市男女共同参画・市民協働推進室	013-8601	横手市条里1丁目1-1	0182-35-2158 0182-33-6061	danjo@city.yokote.lg.jp
	大館市企画調整課	017-8555	大館市字中城20	0186-43-7113 0186-49-1198	kikaku@city.odate.lg.jp
	男鹿市企画政策課	010-0595	男鹿市船川港船川字泉台66-1	0185-23-2111 0185-23-2424	kikaku@city.oga.akita.jp
	湯沢市くらしの相談課	012-8501	湯沢市佐竹町1-1	0183-73-2111 0183-73-2120	kurashi@city-yuzawa.jp
	鹿角市共働推進課	018-5292	鹿角市花輪字荒田4-1	0186-30-0202 0186-22-2042	kyoudou@city.kazuno.lg.jp
	由利本荘市地域振興課	015-8501	由利本荘市尾崎17	0184-24-6231 0184-23-1322	tiiki@city.yurihonjo.akita.jp
	潟上市企画政策課	010-0201	潟上市天王字上江川47-100	018-878-9802 018-878-6086	kikaku@city.katagami.lg.jp
	大仙市男女共同参画・交流推進課	014-8601	大仙市大曲花園町1-1	0187-63-1111 0187-63-1119	danjo@city.daisen.akita.jp
	大仙市市民活動支援センター	014-0024	大仙市大曲中通町10-6	0187-88-8237 0187-63-8683	diadia@hotmail.co.jp

参考：「協働の推進に関する相談窓口一覧」

分類	名称	郵便番号	住所	電話 FAX	Eメール
市 町 村	北秋田市生活課	018-3392	北秋田市花園町19-1	0186-62-6628 0186-62-2880	suishin@city.kitaakita.akita.jp
	にかほ市企画情報課	018-0192	にかほ市象潟町字浜ノ田1	0184-43-7510 0184-62-9013	kikaku@city.nikaho.lg.jp
	仙北市企画振興課	014-1298	仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30	0187-43-1112 0187-43-1300	kikaku@city.semboku.akita.jp
	小坂町総務課	017-0292	小坂町小坂鉦山字尾樽部37-2	0186-29-3907 0186-29-5481	kikaku@town.kosaka.akita.jp
	上小阿仁村総務課	018-4494	上小阿仁村小沢田字向川原118	0186-77-2221 0186-77-2227	kikaku@vill.kamikoani.lg.jp
	藤里町町民生活課	018-3201	藤里町藤琴字藤琴8	0185-79-2113 0185-79-2116	chofuku@town.fujisato.lg.jp
	三種町企画振興課	018-2401	三種町鵜川字岩谷子8	0185-85-4817 0185-85-2178	kikaku@town.mitane.lg.jp
	八峰町企画財政課	018-2502	八峰町峰浜目名潟字目長田118	0185-76-4603 0185-76-2113	kikaku@town.happou.akita.jp
	五城目町まちづくり課	018-1792	五城目町西磯ノ目1-1-1	018-852-5361 018-852-3151	machi@town.gojome.akita.jp
	八郎潟町総務課	018-1692	八郎潟町字大道80	018-875-5801 018-875-3096	soumu@town.hachirogata.lg.jp
	井川町総務課	018-1596	井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1	018-874-4411 018-874-2600	soumu@town.ikawa.akita.jp
	大潟村総務企画課	010-0494	大潟村字中央1-1	0185-45-2111 0185-45-2162	g-kikaku@ogata.or.jp
	美郷町総務課	019-1404	美郷町六郷字上町21	0187-84-1111 0187-85-2107	soumu@town.misato.akita.jp
	美郷町住民活動センター「みさぼーと」	019-1404	美郷町六郷字上町21	0187-84-4922 0187-84-3938	soumu@town.misato.akita.jp
	羽後町企画商工課	012-1131	羽後町西馬音内字中野177	0183-62-2111 0183-62-2120	kikaku@ugomachi.com
	東成瀬村総務課	019-0801	東成瀬村田子内字仙人下301	0182-47-3401 0182-47-3260	soumu@vill.higashinaruse.akita.jp

参考：「協働の推進に関する相談窓口一覧」

分類	名称	郵便番号	住所	電話 FAX	Eメール
県 機 関	秋田県企画振興部地域活力創造課	010-8570	秋田市山王4丁目1-1	018-860-1237 018-860-3873	chikatsu@pref.akita.lg.jp
	鹿角地域振興局総務企画部 地域企画課	018-5201	鹿角市花輪字六月田1	0186-22-0457 0186-23-5574	kachi@pref.akita.lg.jp
	北秋田地域振興局総務企画部 地域企画課	018-3393	北秋田市鷹巣字東中岱76-1	0186-62-1251 0186-63-0496	kitaakitasoumukikakubu@pref.akita.lg.jp
	山本地域振興局総務企画部 地域企画課	016-0815	能代市御指南町1-10	0185-55-8004 0185-55-2296	yamasou@pref.akita.lg.jp
	秋田地域振興局総務企画部 地域企画課	010-0951	秋田市山王4丁目1-2	018-860-3313 018-860-3860	akitasoumukikakubu@pref.akita.lg.jp
	由利地域振興局総務企画部 地域企画課	015-8515	由利本荘市水林366	0184-22-5432 0184-22-6683	yurisosumukikakubu@pref.akita.lg.jp
	仙北地域振興局総務企画部 地域企画課	014-0062	大仙市大曲 上栄町13-62	0187-63-5114 0187-63-6369	senbokusoumukikakubu@pref.akita.lg.jp
	平鹿地域振興局総務企画部 地域企画課	013-8502	横手市旭川1丁目3-41	0182-32-0594 0182-32-8349	hirakasoumukikakubu@pref.akita.lg.jp
	雄勝地域振興局総務企画部 地域企画課	012-0857	湯沢市千石町2丁目1-10	0183-73-8191 0183-72-5057	ogachisosumukikakubu@pref.akita.lg.jp

名称	郵便番号	住所	電話 FAX	Eメール・備考
秋田大学 社会貢献推進室	010-8502	秋田市手形学園町1-1	018-889-2270 018-889-3162	shakoken@jimu.akita-u.ac.jp.
公立大学法人 秋田県立大学 地域連携チーム	010-0195	秋田市下新城中野字街道端西 241-438	018-872-1581 018-872-1673	stic@akita-pu.ac.jp
公立大学法人 国際教養大学 企画課地域交流 チーム	010-1292	秋田市雄和椿川字奥椿岱	018-886-5904 018-886-5910	cos@aiu.ac.jp
学校法人 ノースアジア大学 理事長総室	010-8515	秋田市下北手桜字守沢46-1	018-836-3205 018-836-3321	—
秋田看護福祉大学	017-0046	大館市清水2丁目3-4	同上	電話、FAX等お問い合わせはノースアジア 大学理事長総室へ。
秋田栄養短期大学	010-8515	秋田市上北手桜字守沢46-1	同上	同上
日本赤十字秋田看護大学 事務局総務課	010-1493	秋田市上北手猿田字苗代沢17-3	018-829-3000 018-829-3030	—
日本赤十字秋田短期大学 事務局総務課	010-1492	秋田市上北手猿田字苗代沢17-3	同上	同上
秋田公立美術工芸短期大学 大学開放センター	010-1632	秋田市新屋大川町12-3	018-888-8100 018-888-8101	syomu@amcac.ac.jp
聖霊女子短期大学 事務局総務係	011-0937	秋田市寺内高野10-33	018-845-4111 018-845-4222	jimu@seirei-wjc.ac.jp
秋田工業高等専門学校	011-8511	秋田市飯島文京町1-1	018-847-6106 018-857-3191	kikaku-dv@akita-nct.jp
放送大学 秋田学習センター	010-8502	秋田市手形学園町1-1	018-831-1997 018-837-4885	akita-aktsc@ouj.ac.jp
東北職業能力開発大学校付属 秋田職業能力開発短期大学校	017-0805	大館市字扇田道下6-1	0186-42-5700 0186-42-5719	HP(http://www.ehdo.go.jp/akita/college/) の「お問い合わせ」から送信してください。

※ すべての機関を掲載したものではありません。

発行：平成 23 年 3 月

秋田県企画振興部地域活力創造課

TEL 018-860-1237

FAX 018-860-3873

Eメール chikatsu@pref.akita.lg.jp

URL <http://www.pref.akita.lg.jp>